

# 幡多広域誘客促進 PR 映像制作事業委託業務仕様書

## 1 委託事業名

幡多広域誘客促進 PR 映像制作事業

## 2 業務の目的

幡多地域には、山・川・海の豊かな自然や独自の風土・文化、温暖な気候があり、幡多広域観光協議会ではこれら地域資源を活かした体験交流型観光を推進している。本委託業務は、これらの自然や風土・文化を生かした体験プログラムや四季折々の美しい風景・光景・情景、スポーツツーリズム関連映像を動画化し、国内外に向けて発信することで、幡多地域の認知度向上のみならず、幡多地域に「関心を持った」層を幡多地域に「行きたい」層へと観光行動を促し、観光誘客の促進を図ることを目的とする。

## 3 委託事業の内容

幡多広域観光協議会が取り扱う体験商品（以下「はた旅体験商品」という。）や幡多地域の自然や風景・情景、スポーツツーリズム関連映像に関する動画制作（企画・構成、撮影、編集）を行う。

具体的な業務の内容は、以下のとおり

### （1）動画の内容

#### ア はた旅体験商品

はた旅体験商品は、現在商品づくりを進めているものも含めて約 80 商品あるが、それらを紹介する動画を制作すること。動画の制作に当たっては、すべての取材が必要であるが、同じような内容・同じ事業者の商品もあるため、動画として制作するのは 35 種類程度を想定（別紙商品例を参照）

このうち、今年度の委託業務において制作する動画の数は、少なくとも 10 種類は制作するものとするが、翌年度以降に残りの制作に活用するため、可能なかぎり編集用資料映像を撮影しておくこと

#### イ 幡多地域の風景・光景・情景

幡多地域の季節の特徴を表した四季折々の美しい自然や風景・光景・情景を 10 種類のテーマごとに分け制作

テーマ設定は、委託者と受託者で協議して決定すること

（テーマ例：四万十川の四季、幡多地域の花など）

このうち、今年度の委託業務において制作する動画の数は、特に決めてはいないが翌年度以降に 10 種類の制作に活用するため、可能なかぎり編集用資料映像を撮影しておくこと

## ウ スポーツツーリズム関連映像

幡多地域内にあるスポーツツーリズム関連施設の動画を制作すること  
施設は15か所程度あり、それらを取材して紹介動画を制作すること

## (2) 動画のコンセプト、仕様

### ア コンセプト

幡多地域への関心を喚起するだけでなく、観光行動を促すものとする  
幡多地域への誘客に向け、以下の点を視聴者に訴える動画とすること

- ・ 幡多地域に行く理由づけとなる動画であること
- ・ 芸術性があり、かつ、ダイナミック感やスピード感を感じられる動画とすること
- ・ 映像内容が「自分ゴト化」される動画であること
- ・ 幡多地域への観光が心の豊かさを得られるものと感じられる動画であること
- ・ 幡多の体験や風景・情景が「ほんもの」と感じられる動画であること

### イ 仕様

映像：ハイビジョン撮影（4K撮影が望ましい）

1920×1080 PIXEL

音声：あり。必要に応じてBGMを挿入

時間：①はた旅体験商品…1分～2分版

ホームページ、デジタルサイネージ、インターネット動画サイト、テレビ番組等で放映するもの

②幡多地域の風景・情景…1分～2分版

ホームページ、デジタルサイネージ、インターネット動画サイト、テレビ番組等で放映するもの

③スポーツツーリズム関連映像…30秒～2分版

ホームページ、インターネット動画サイトで放映するもの

④翌年度以降の編集用資料映像

次年度の動画制作に活用。可能な限り撮影し、一定量を確保すること

⑤編集版…1分版

上記①～④を編集したもの

今年度末頃予定しているインターネット広告用としての利用を想定しているもの。5秒後にスキップが可能となるため、最初の5秒で視聴者の心をつかむような映像とすること

## (3) 動画制作業務

### ア 企画・構成

上記「動画のコンセプト」を踏まえた動画の企画・構成とすること

はた旅体験商品（35種類）、幡多地域の風景・光景・情景（10種類）については、後述の撮影・編集は翌年度以降に行う素材もあるが、これらの企画・構成については今

年度の業務としてすべて検討を終えておくこと

動画には、親子（４人家族）又は 20 代の男女（４名）のモデルが参加する形での企画・構成とすること（ただし、スポーツツーリズム関連映像では必須としない）

なお、企画・構成にあたっては、委託者だけではなく、はた旅体験商品事業者や幡多広域管内市町村職員など関係者と打ち合わせのうえで行うこと

## イ 撮影

フルハイビジョンで撮影することとする。映像は、ドローンの活用などによる空撮映像や海や川の水中撮影を取り入れるなどの工夫をすること

また、撮影にあたっては、法令等に基づく撮影許可申請や映像に登場する法人（はた旅体験事業者を除く）・個人等についての撮影許諾等は、受託者の責任で行うこと

## ウ 編集

映像には必要に応じて字幕スーパー、BGM等を入れ、編集すること

はた旅体験商品の動画には、映像の最後に実施場所、アクセス方法、実施時期、連絡先などの文字情報を 10 秒間入れること。文字情報は、日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語の 5 言語とし、最後の文字情報が異なる 5 バージョンの動画を制作し、外国語版の文字情報はネイティブチェックをすること

なお、文字情報の制作作業は、今年度業務で終えておくこと

## （４）動画制作に当たっての留意事項

### ア 来年度以降の事業を念頭においた委託業務の実施

動画制作は、上記 3 の（１）ア、イの内容は、時間的制約や季節性を考慮すると予定している動画すべてを今年度中に制作することは難しい。

今年度対応できない撮影・編集分については、来年度以降の予算で委託金額 5,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とした事業での対応を予定しており、来年度以降の委託業務では、予定している残りの動画制作に加え、4～5 分の編集版を制作することとしている。受託者は、今年度及び来年度以降合わせて 12,000 千円を上限とした事業であることを念頭に事業の実施を行うこと

このため、今年度予算では、関係者との打ち合わせを踏まえた企画・構成案の検討はすべての動画について行うこととし、撮影・編集可能な動画は全て終え、加えて来年度以降に予定している残りの動画制作に活用できるよう、可能な限り編集用資料映像を撮影しておくこと。また、編集の際に使用する文字情報など準備をしておくなど、来年度以降の経費を軽減する業務を行うこと

なお、来年度以降の事業実施の確約を行うものではないため、予算の都合により、来年度以降に対応できない場合があることに留意すること

## イ 実費負担

はた旅体験商品の動画制作に当たり、船舶の燃料費や食費等、各体験の撮影に実費

負担が必要な場合、最小限度の経費で委託者が認めたものに限り、契約金額に上乗せするものとする。

上記以外で撮影に当たって必要なものは、委託金額により受託者で用意すること

#### 4 事業期間

契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日(木)まで

#### 5 成果品

##### (1) 納品物

###### ア 動画制作済みのもの

録画形式：DVD 及びブルーレイ（日本語バージョン 20 部。外国語バージョン各 8 部。複製可能な形で提出）

###### イ 編集用資料映像

録画形式：動画ファイル(来年度以降、編集可能な形で提出)

##### (2) 納期及び納入場所

納期 第 1 期：平成 28 年 1 月 29 日(金)

第 2 期：平成 28 年 3 月 22 日(火)

※納期を 2 回に分けたのは、第 1 期で納品したものをインターネット  
広告で流すことを想定しているため。第 1 期で納品する動画につい  
ては、委託者と受託者で協議して決定することとする。

このため、第 1 期の納期には、編集版（1 分版）を必ず提出すること

納入場所 一般社団法人幡多広域観光協議会（四万十市右山 383-15）

#### 6 著作権

- ・この委託業務の成果物に係る著作権は、著作権法（昭和45年法律第48号）の定めるところに従い、委託者又は委託者及び受託者の共有に帰属するものとする。
- ・受託者は委託者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受託者は次の各号に掲げる成果物の利用を委託者以外の第三者に許諾してはならない。
  - ①成果物を利用して委託者の業務を実施すること。
  - ②前号の目的及び運営、広報等のために必要な範囲内で、成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- ・受託者は、委託者に対し、成果物の内容を自由に公表することを許諾する。
- ・委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使しないものとする。
- ・受託者は、あらかじめ委託者の承諾を得なければ、成果物の内容を公表してはならない。
- ・受託者は、成果物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

- ・受託者は、委託者に対して、委託業務の成果物が、第三者の著作権を侵害するものでないことを保証する。
- ・委託業務の成果物が第三者の著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるものとする。ただし、当該侵害が委託者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

## 7 その他

- ・本事業を実施するにあたり、受託者は委託者と十分調整すること
- ・本業務を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、委託業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- ・この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとする。
- ・個人情報に関わるデータを取り扱うときは、高知県の「個人情報取扱特記事項」（別紙参照）を遵守すること